

第1章 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- 海洋プラスチックごみなどによる地球規模での海洋環境の汚染によって、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が世界的に懸念
- 海岸漂着物対策は、海洋のみならず、陸域においても対応が求められ、多様な主体の連携・協力が不可欠

【関連する主なSDGsの目標】
Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

	目標4 すべての人への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

(2) 国の動き

- 平成30年6月 海岸漂着物処理推進法の改正
- 平成30年11月 プラスチック・スマートキャンペーン
- 令和元年5月 国の基本方針の変更、アクションプラン及びプラスチック資源循環戦略の策定
- 令和4年4月 プラスチック資源循環促進法の施行

(3) 県のこれまでの取組

- いわて県民計画（2019～2028）を策定し、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手の実現に向けて取組を推進
- 地域の環境保全活動等や3Rの推進に向けた取組を実施
- 令和元年度に第1期地域計画を策定。同計画に基づき海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制、環境学習等の取組を推進

1.2・1.3 第1期地域計画の取組状況と第2期地域計画策定に当たって

- 第1期地域計画に基づき、海岸漂着物対策は着実に実施。海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制、環境学習の取組が浸透。第1期地域計画での取組成果を踏まえ、第2期地域計画でも基本方針は踏襲
- 長期的視点に立ち、海岸・河川の清掃活動を担う団体の担い手確保・育成、県民一人ひとりが参画する仕組みが必要
- プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえた、一層のプラスチックごみ対策の推進を盛り込む必要

1.4 第2期地域計画の期間

4年間（令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度））

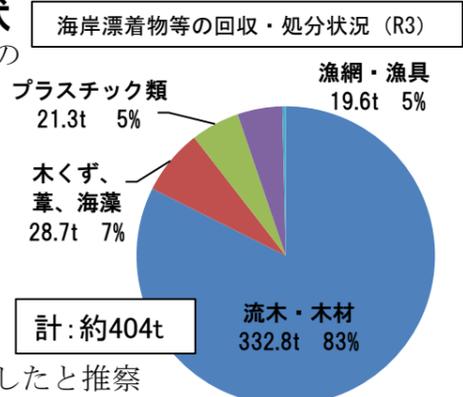
第2章 岩手県における海岸特性

- 延長約700kmにわたる海岸、多くの河川（うち6水系が他県に注ぐ）
- 本県の海岸の優れた自然環境を生かし、三陸復興国立公園等の自然公園、三陸ジオパーク、港湾・漁港、レジャー施設等として活用

第3章 岩手県における海岸漂着物等の現状と課題

3.1 海岸漂着物等の現状

- 平成30年度から回収・処理の実態調査を開始。令和3年度に回収・処理された海岸漂着物等：約404t
流木・木材が多くを占め、その他、木くず、プラスチック類、漁網・漁具等を確認
- 流木や葦は河川から海域に流出、海藻や漁具は風浪等により県内外の海岸部から漂着したと推察
- 自然物が全体の90%を占めるも、（環境生活部資源循環推進課調べ）人工物のうち、プラスチック類が約50%占める。
- 県内海域においてもマイクロプラスチックごみを確認。個数密度は全国平均より低いが、継続したモニタリングを要する。



3.2 海岸漂着物対策の状況

(1) 海岸漂着物等の処理

- 海岸管理者等による処理、漁業者による回収体制が浸透
- 「海ごみゼロウィーク」等の清掃活動の実施

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

- 森川海条例に基づく流域の連携等による環境保全活動
- 廃棄物の発生抑制等に取り組む事業者に対する支援
- 不法投棄監視パトロール、産廃Gメンによる監視・指導等

(3) 環境学習・普及啓発

- 海洋ごみの普及啓発冊子の作成、出前授業の実施
- 環境学習交流センターによる環境学習の支援
- 環境アドバイザーの研修会等への派遣等

3.3 海岸漂着物等に関する課題

(1) 海岸漂着物等の処理

- 関係主体が連携して生活や産業に影響を及ぼす海岸漂着物等を円滑かつ適正に処理する必要がある。
- 民間事業者等と連携してボランティアによる清掃活動を継続して支援する必要がある。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

- 環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前にプラスチックごみを円滑に処理する必要がある。
- 海岸に至る河川流域における清掃活動の実施等、内陸地域と沿岸地域が一体となった施策を推進する必要がある。
- 海岸や河川清掃を行う団体が継続して活動できるよう、担い手育成や必要な支援の仕組みを構築する必要がある。
- プラスチック資源循環促進法に則した対策が必要である。

(3) 環境学習・普及啓発

- すべての地域における共通の課題との認識を高め、県民一人ひとりの行動を促すための仕組みを構築する必要がある。
- 環境学習を通じ、意識の高揚を図ることが重要である。
- 環境人材の育成や民間団体など多様な主体の参画が重要であり、主体的な活動に向けたコーディネートが重要である。

第4章 海岸漂着物対策の基本方針

4.1 基本目標

森から川を経て海に至る流域全体で、県民が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。

4.2 海岸漂着物対策の基本方針

1 海岸漂着物等の円滑な処理

- 県など海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講ずる。
- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理に当たっては、必要に応じ、市町村と連携を図る。

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- 内陸地域と沿岸地域が一体となって、3Rの推進、ごみ等の投棄の防止や水域への流出の防止等を図り、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努める。
- 海洋プラスチックごみ対策は、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前の円滑な処理、排出の抑制が重要。プラスチックごみの排出抑制等に努める。
 - ① ポイ捨て・不法投棄の撲滅
 - ② 使い捨てられるプラスチック製容器・包装品の使用削減
 - ③ 再生利用容器・製品等の利用促進
- 海岸・河川の清掃活動を担う団体・企業等の主体的な活動を担う担い手育成、活動が継続できるよう必要な支援に努める。

3 環境学習・普及啓発

- 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、環境学習や消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。
- 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等に関して積極的かつ効果的な周知を図る。
- 県民一人ひとりが関心を持ち、主体的に環境美化活動に参画していける仕組みの構築に努める（県民運動への発展）。

4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を交換し、連携・協力を図る。

第5章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容

5.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定

次の①～④の観点から、本県の沿岸全域を重点区域として対策を講ずる。

- ① 景観・環境
国立公園・自然公園、ジオパーク等、景観や自然環境に配慮が必要と認められる区域
- ② 港湾・漁港
港湾及び漁港が存在し、船舶の航行や漁業等経済活動の観点から対策が必要と認められる区域
- ③ 海岸利用
海水浴場、レクリエーション施設等が存在し、観光や利用の観点から対策が必要と認められる区域
- ④ 海岸漂着物等
県が行った調査において海岸漂着物等が確認された区域



三陸ジオパーク ジオサイトの一例 北山崎（田野畑村）

5.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理

ア 海岸管理者等の処理の責任

- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずる。
- 沿岸市町村は、海岸管理者等と連携し、回収・処分等に取り組む。

イ 漂流ごみ等（漂流ごみ・海底ごみ）の円滑な処理の推進

- 漂流ごみ等が生活・経済活動に支障を及ぼしている場合には、漁業者等の協力を得る等して、処理の推進を図るよう努める。

ウ 海岸漂着物等の適正処理

- 海岸管理者等や沿岸市町村は、連携・協力し、回収された海岸漂着物等について、廃棄物処理法に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行う。



漁業者と連携した海岸漂着物等の回収（回収BOX）
（大船渡市の事例）

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

ア 流域圏が一体となった取組の推進（森川海条例の流域基本計画に基づく取組）

- 河川・海岸の環境美化のための清掃活動や水生生物調査等、地域の資源を生かした住民参加による環境保全活動の実施
- 各流域で活動する団体の連携の推進、他の模範となる優良事例の表彰等

イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等

地域の活動を担う担い手の育成、活動が継続していけるよう必要な支援の実施

ウ プラスチックごみの削減等3Rの推進（3R推進キャラクター「エコロル」を活用した普及啓発・事業者の取組の促進等）

- 「いわて三ツ星ecoマナーアクション」による使い捨てプラスチックの排出抑制の推進
 - エコ協力店認定事業等、廃棄物の減量化等の施策の推進等
 - プラスチック資源循環促進法に基づく事業者によるプラスチックごみの排出抑制、再資源化に向けた取組の推進や、市町村が行う分別収集・再資源化への技術的支援の実施
- エ ごみ等の投棄の防止等（「海ごみゼロウィーク」、環境月間等における取組の推進）
- クリーンいわて運動・不法投棄監視パトロールの実施等



海岸清掃活動の状況
（R4：海ごみゼロウィークキック
オフイベント）



(3) 環境学習・普及啓発

ア 環境学習（海岸・河川での清掃活動等体験活動を含めた環境学習、環境人材の育成等）

イ 普及啓発（海岸漂着物等の処理の推進に係る施策の情報提供等）

ウ 県民一人ひとりが主体となった取組の推進（DXの視点を盛り込んだ県民運動への展開に向けた仕組みの構築に努める）

エ 民間団体等との連携



環境学習資料（小学生向け）

第6章 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

6.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

- 多様な主体による適切な役割分担と相互協力が必要不可欠
- 県は、海岸漂着物対策推進協議会等を通じた情報共有や隣県との情報交換等により流域圏の関係主体が一体となった取組を推進

6.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

主体	役割
海岸管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物等の適切な処理 ○ 関係者との情報共有、連携
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物対策推進協議会の運営（事務局） ○ 関係団体との情報共有、連携 ○ 発生抑制対策の推進 ○ 情報発信、環境学習、普及啓発の実施 ○ 活動団体への支援
沿岸市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物等の適切な処理に関する海岸管理者等への協力 ○ 海岸・河川の清掃活動の促進、発生抑制対策 ○ 環境学習、普及啓発の実施
内陸市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の清掃活動の促進、発生抑制対策 ○ 環境学習、普及啓発の実施
国・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外交上の適切な対応及び関係国への防災対策の要請 ○ 地方自治体との情報共有・連携、財政上の措置 ○ 専門的な情報の提供
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な社会の実現に向けた3Rの実践 ○ 海岸・河川等の清掃活動への参加
事業者・事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチックごみの発生抑制や廃棄物の適正処理 ○ 海岸・河川清掃等への参加、協力、支援 ○ 構成員事業者に対する情報提供等の支援
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸・河川清掃等への参画や普及啓発の促進 ○ 環境教育、環境学習の振興

第7章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

7.1 モニタリングの実施

県は、海岸漂着物等の組成、量等について定期的な調査を行い、市町村とともに、その結果の分析を踏まえた対応策等を検討する。

7.2 災害等の緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物等の発生や危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知及び適正処理を行う。

7.3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱・海岸漂着物対策活動推進団体の指定

県は、環境アドバイザー等の助言を得るとともに、海岸漂着物対策活動推進員の委嘱・活動推進団体の指定を行う。活動推進員や活動推進団体となり得る担い手の育成と必要な支援に努める。

7.4 地域計画の見直し

県は、社会経済情勢の変化、海岸漂着物処理推進法その他の制度の改正、県内の取組状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。